

涌 総 第 418 号
令和2年6月18日

涌谷町代表監査委員
遠 藤 要之助 殿

涌谷町長 遠 藤 伸



平成30年度涌谷町一般会計及び各種特別会計決算審査報告書に係る処理
状況等について（通知）

令和元年8月30日付け涌監第31号で提出された決算審査報告書における指摘事項等
について、下記のとおり処理したので通知します。

記

別 紙 の と お り



分 類 大 17 中 9 小 3 細 20

会計	款	番号	担当課	事務事業名	平成30年度決算監査において指摘のあつた事項	令和元年度における処理経過及び結果	令和2年度以降の方向性 (明確化されたもの)
一般会計	(イ) 総務費	②	企画財政課	広報広聴事業	町の情報発信ツールとしてのホームページを活用して行政情報の発信をしているが、アクセス数も微増ではあるが増加傾向があり、利用者の理解が得られているものと理解する。バナー広告量が減少傾向にある要因は、広告主が広告掲載に魅力がないとみられているのか、また、広告主探しの努力が足りないのかよく検討し、効果の出るよう努力されたい。	広告主が広告掲載を行うメリットは、企業の認知度・信用度の向上、又は町が行う施策を支援することによるイメージアップが考えられます。 企業が広告掲載を行いたくなるようアクセス数を増やすためには、町の魅力を高め、積極的に町の情報を発信していく事が必要です。 ホームページのアクセス数は、平成30年度は約25万件、令和元年度は約30万件と増加している状況ですが、引き続き、情報発信を行いアクセス数を増やし、バナー広告の増加に繋げていく。	涌谷町財政再建計画において「広告収入の確保」が掲載されていることから、計画達成に向かって、バナー広告についても取り組みを強化する。
一般会計	(イ) 総務費	④	企画財政課	財産管理事業	企画財政課では、財源確保の手段を広く模索すべきである。不要不急の町有財産処分の検討を進め、特に、山林のうち伐期の到来している物件の調査を行い処分することには、財源確保策としては有効な手段と思料されるが深い検討を望む。	活用する予定のない町有財産については、情報発信し積極的に売却を進めるとともに、町有財産の貸付についても、貸付料の見直しなどを行い、収入の確保に努める。山林の伐採については、費用対効果や土砂崩れなどの災害など総合的に検討していく。	涌谷町財政再建計画において「未利用資産の売却」「普通財産貸付料の見直し」が掲載されていることから、計画達成に向かって、積極的に取り組む。
一般会計	(イ) 総務費	⑥	企画財政課		公社に対する長期貸付金の返済について、当年度も返済は実行されていない。今後、確実な実行がなされるのか疑問であるので、対応を協議し、実行可能な手法を文書にして取り交わしておくべきと思料されるので、その方向で検討されることを望む。	貸付にあたっては、平成28年11月に契約を締結し、平成30年度に変更契約を締結している。 長期貸付金30,000千円について、令和元年度に1,000千円、令和2年度に5,400千円、令和3年度に5,400千円、令和4年度に10,800千円を返還する内容となっている。	契約に基づき返還される予定です。
一般会計	(工) 衛生費	①	健康課	各種検診事業	各種検診事業受診率が、担当者の努力にもかかわらず芳しくないのは、誠に残念である。市民の健康維持のために最も大切な事業の一つであると思われるが、今後とも、関係課や病院との連携の下、受診率向上への努力を望むものである。	受診率の向上に向けて ①健診の申し込み状況における理由別の受診勧奨を実施した。 ②「町の健診を受ける」としながら未受診の方に電話で未受診者健診の受診を勧奨。連絡者の20.5%が受診をした。 ③理由が不明のまま過去3年間健診未受診となっている方に受診券を配布した。 ④健診の対象者に商品券の当たる応募券を配布。健診を受けるたびに押印し、スタンプがたまつたら抽選に応募してもらった。応募者273名(対象者の7.7%) 70名に商品券が当たった。応募者のうち初めて検診を受けた人が20名。	左記を継続しながら、健診未受診で医療機関の受診もない方への受診奨励を行つ。
一般会計	(工) 衛生費	③	総務管理課	世代館研修館運営事業	研修館・世代間の指定管理について、研修館のトレーニングルーム、宿泊施設とも利用頻度が増えていることから、水曜日毎週定期休日見直しの検討が必要と思われる。また、リフレッシュルームの一般利用者の利用の廃止は、何の意味であるのか理解できないので、再開に向けて関係者との協議を早急に行うべきである。	平成30年7月から水曜休館日となり、営業日数が減ったため、頻繁に利用する宿泊者への影響があった。見直しについて検討し、令和元年10月より水曜休館日を廃止した。今後、定期休日がなくなることにより利用者への利便性・サービスの向上を図った。	年中無休の営業体制になり、利用者が戻り、新たな顧客がつかめるようサービスを隨時見直していく。また、リフレッシュルームの一般利用者への利用再開について引き続き協議していく。
一般会計	(工) 衛生費	④	総務管理課	健康パーク管理事業	健康パークの指定管理について、当施設の管理に関する業務報告資料が一切ないので管理状況が把握できない。このような状態が、指定管理業務となつた当初から4年間も続いていることは、誠に遺憾である。所管課からは、毎年度報告書提出を求めているが指定管理差からは提出されていない。次年度以降もこのような状態であれば指定を取り消し、指定管理料の返還を求めるべきであると思われるが、関係課と協議を持ち対応されたい。なお、根拠は地方自治法第244条の二第7項、第10項、第11項である。	除草作業等、5月から10月までの間、随時実施している。業務報告書についても毎月の提出があり、作業内容について確認することができた。又、温泉施設と併せて環境整備の職員(2名体制)で、年間を通して敷地内のゴミ拾い、側溝清掃、除草剤散布作業を実施し環境整備を行った。	年間の作業計画書を作成し、業務報告資料についても内容が詳しく把握できよう改善を求めた。温泉施設と併せて定期的に巡回、点検を実施し、景観に配慮した環境整備に取り組む。
一般会計	(オ) 農林水産業費	②	農林振興課	金のいぶき定着推進事業	涌谷町産の「金のいぶき」の販売数の伸びがなく、販売手法の再検討が必要である。例として、ネット販売、アンテナショップや各種イベントでのサンプル頒布や試食など、積極的な取り組みを強力に推進すべきと思われるので、その検討を強く望む。	現在の販売チャネルとして、ネット(JAタウンやふるさと納税)、元気くん市場、産直で行っているが、450gパックでの販売のみで、価格も高額なことから販売数も伸び悩み。単発ではあったが、地域振興公社のツアーナなどにも利用していただいた。	販売チャネルとして、ネット(JAタウンやふるさと納税)、元気くん市場、産直で行っているが、業務用向けに2kg・5kg・10kgの大型パックでの販売を準備中(パックデザイン試作中)。また、販売単価も通常の主食米に比べ高価格であるため、販売に係る経費等も見直しているところ。
一般会計	(オ) 農林水産業費	③	農林振興課	農業高齢者肉用牛貸付事業	昨年度、農業高齢者肉用牛貸付事業の現況は、制度の活用がなされていないと判断し、事業と基金の整理及び廃止の意見を出したが、担当課では現状把握に止まっていることは誠に遺憾である。早急に対処されることを強く望む。	基金条例廃止に向けて検討を行った。返済可能と思われる未返済者がおり、基金条例を廃止してしまうと返済根拠が無くなってしまう可能性があるため、現在に至っている。	未返済者の調査と督促を行っていく。
一般会計	(カ) 商工費	①	まちづくり推進課	商工業振興対策事業	遠田商工会補助金交付事業については、以前より、補助金決定の根拠並びに補助効果がどれほどであるかが不明確である旨を口頭で指摘し、その検討を促してきたが、数年経過してもその結果が見えないことは、甚だ残念である。商工業振興に重要な事業であるので、適切な手法を以て査定し補助額を定め、より事業効果の出るよう交付先との協議を深め、事業成果が確認できる報告書提出を求めるべきであるので、その検討を望む。	遠田商工会に対し、補助金の算出根拠について、明確にされるよう指導をした。	補助金の算出根拠については、美里町とも基準を統一し、人件費の宮城県補助金残の2/3、及び涌谷町については涌谷事業所の対象事業経費の1/3とした。

会計	款	番号	担当課	事務事業名	平成30年度決算監査において指摘のあつた事項	令和元年度における処理経過及び結果	令和2年度以降の方向性 (明確化されたもの)
一般会計	(キ) 土木費	②	建設課	公園管理事業	都市公園管理について、当町においては3か所を都市公園として指定し、その内2か所についてはそれぞれ良好な管理の下、町民の利用に供している。しかし、浅貞公園については、現状からして地域住民の利用に供することは困難とみて、昨年度も都市公園の指定廃止の方向で検討を望んだが、諸般の事情で原状据置とするとの回答があり、誠に残念である。今後とも、町民の快適環境確保の見地からも、更なる検討を深めることを望む。	代替公園施設の検討を行った。 健康パーク 現地踏査 植栽管理が十分になされておらず、設備についても壊れたまま利用できないようになっている。 土地の測量、調査、分筆、施設の改修に相当の経費を要する。	代替え、廃止についてさらに検討を進めていく。
一般会計	(ケ) 教育費	③	生涯学習課	文化財保護事業	文化財保護と活用について、当町には国、県、町指定の数多の文化財があるが、保存には多額の経費と時間を要する。貴重な歴史遺産であり、次世代に継承してくために相応の努力が肝要と思われる。特に、佐々木邸の今後の活用方法の検討は、速やかにかつ慎重に検討されるべきである。	日本遺産認定に伴い認定市町による「日本遺産を通じた地域活性化計画」による広域活用の取り組みを開始。涌谷町内の文化財については「涌谷町文化財保存活用地域計画」の作成に着手した。佐々木家住宅については、活用方策を文化財保護委員会等において検討した。	文化財の活用については、行政のみならず地域力や総合的な観点から進めることが求められている。保存と活用の目的をしっかりと把握しながら検討を重ねていきたい。